

令和7年4月16日

## 船舶の輸送安全確保命令書を発出しました。

### ～海上運送法違反点数制度<sup>注1</sup>に基づく行政処分～

令和6年8月に一般社団法人萩八景遊覧船が運航する小型遊覧船が船舶検査証書に記載の航行上の条件<sup>注2</sup>に違反して運航をしていたとの指摘が萩海上保安署からあったことを踏まえ、中国運輸局及び山口運輸支局（徳山庁舎）の運航労務監理官が令和6年9月5日と同年12月16日に海上運送法第25条第1項<sup>注3</sup>に基づく立入検査を実施しました。

その結果、上記航行上の条件違反、安全教育の記録の不備等、安全管理規程の一部が遵守されていないことが確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全の確保に関する命令書の発出を行いましたので、お知らせします。

注1：違反点数制度：知床遊覧船事故対策検討委員会において取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」において、法令違反の項目毎に付される違反点数に応じて行政処分等を行うことが提起されたことを踏まえ、創設された制度。なお、違反点数の累計が16点以上となった場合は、原則海上運送法第19条第2項の規定に基づく輸送の安全の確保に関する命令書発出等の行政処分となる。

注2：本件船舶の航行上の条件：日没から日出までの間の航行を禁止。

注3：海上運送法第25条第1項（抜粋）：国土交通大臣は、この法律の施行を確保するために必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業等に供する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類等に関し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

## 記

### 1. 発出年月日

令和7年4月16日（水）

### 2. 対象事業者

事業者の名称：一般社団法人 萩八景遊覧船

事業者の住所：山口県萩市大字椿3537番地の3

代表者の氏名：代表理事 中村 州光

### 3. 命令の内容 ※かっこ内は違反点数

下記事項について講じた具体的改善措置を令和7年5月16日までに文書により中国運輸局あて報告すること。

(1) 船長は、船舶安全法第18条第1項第8号に基づき、船舶検査証書に記載されている条件に違反して船舶を運航しないこと。（10点）

(2) 安全統括管理者は、海上運送法第19条の4及び安全管理規程第52条第4項に基づき、安全管理規程、安全統括管理者及び運航管理者にかかる情報について外部に対して公表を行うこと。（1点）

- (3) 経営トップは、安全管理規程第4条第1号に基づき、関係法令の遵守を社内に徹底させること。(1点)
- (4) 経営トップは、安全管理規程第7条第4項に基づき、安全重点施策の見直しを行うこと。(1点)
- (5) 安全統括管理者は、安全管理規程第16条第3号に基づき、関係法令の遵守を社内に徹底させること。(2点)
- (6) 運航管理者は、安全管理規程第17条第1号に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。(2点)
- (7) 運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、安全に関する教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくこと。(2点)
- (8) 内部監査を行う者は、安全管理規程第50条に基づき、年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたる内部監査を実施すること。(1点)
- (9) 船長は、作業基準第10条に基づき、船内の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項を掲示すること。(1点)

#### 4. 当該事業者に対する違反点数付与状況

- (1) 当該違反により付された違反点数 21点
- (2) 当該事業者が付された累計違反点数 21点

#### 【問合せ先】

中国運輸局海上安全環境部 運航労務監理官

なかばやし たなべ なかおか  
中林・田邊・中岡 TEL: 082-228-8708

山口運輸支局徳山庁舎 運航労務監理官

すえだ  
末田 TEL: 0834-21-0180